

令和7年度高槻市特別会計予算書

令和7年2月26日提出

令和7年 月 日議決

目 次

	頁
1. 令和7年度高槻市国民健康保険特別会計予算	1
2. 令和7年度高槻市介護保険特別会計予算	9
3. 令和7年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算	17
4. 令和7年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
5. 令和7年度高槻市財産区会計予算	29
6. 令和7年度高槻市下水道等事業会計予算	43
7. 令和7年度高槻市自動車運送事業会計予算	49
8. 令和7年度高槻市水道事業会計予算	55

令和7年度高槻市国民健康保険特別会計予算

議案第 30 号

令和7年度高槻市国民健康保険特別会計予算

令和7年度高槻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,416,508 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月26日提出

高槻市長 濱田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,556,665
	1 国民健康保険料	6,556,665
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
5 府支出金		23,571,479
	1 府補助金	23,571,479
6 繰入金		3,213,346
	1 一般会計繰入金	3,213,346
7 諸収入		75,005
	1 延滞金及び過料	2
	2 雑入	75,003
歳入合計		33,416,508

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		666,045
	1 総務管理費	665,492
	2 運営協議会費	553
2 保険給付費		23,273,792
	1 療養諸費	19,830,534
	2 高額療養費	3,265,212
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	84,536
	5 葬祭諸費	22,000
	6 精神・結核医療給付費	70,500
	7 傷病手当金	1,000
3 保健事業費		352,661
	1 特定健康診査等事業費	268,124
	2 保健事業費	84,537
4 国民健康保険事業費納付金		9,054,909
	1 医療給付費分	6,405,172
	2 後期高齢者支援金等分	1,968,795

(単位：千円)

款	項	金額
	3 介護納付金分	680,942
5 公債費		100
	1 公債費	100
6 諸支出金		39,001
	1 償還金及び還付加算金	39,000
	2 延滞金	1
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳	出 合 計	33,416,508

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 8年度	36,000千円

令和7年度高槻市介護保険特別会計予算

議案第 31 号

令和 7 年度高槻市介護保険特別会計予算

令和 7 年度高槻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,628,280 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 26 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		6,932,178
	1 介護保険料	6,932,178
2 国庫支出金		9,079,124
	1 国庫負担金	6,443,910
	2 国庫補助金	2,635,214
3 支払基金交付金		9,868,556
	1 支払基金交付金	9,868,556
4 府支出金		5,106,142
	1 府負担金	4,868,130
	2 府補助金	238,012
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		6,641,790
	1 一般会計繰入金	5,793,641
	2 基金繰入金	848,149

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸収入		4 8 8
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	4 8 6
歳	入 合 計	3 7, 6 2 8, 2 8 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		840,934
	1 総務管理費	466,006
	2 徴収費	51,620
	3 介護認定事務事業費	319,935
	4 趣旨普及費	3,373
2 保険給付費		34,806,283
	1 介護サービス等諸費	31,600,542
	2 介護予防サービス等諸費	1,387,023
	3 特定入所者介護サービス費	580,152
	4 高額介護サービス等諸費	1,203,644
	5 その他諸費	34,922
3 地域支援事業費		1,838,837
	1 介護予防事業費	74,942
	2 包括的支援事業費	37,342
	3 任意事業費	84,901
	4 介護予防・生活支援サービス事業費	1,635,884
	5 その他諸費	5,768

(単位：千円)

款	項	金額	
4 基金積立金		14,921	
	1 基金積立金	14,921	
5 諸支出金		124,305	
	1 償還金及び還付加算金	8,243	
	2 繰出金	116,062	
6 予備費		3,000	
	1 予備費	3,000	
歳	出	合計	37,628,280

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 8年度	30,000千円
介護認定訪問調査業務	令和 7年度から 令和 8年度まで	13,372千円

令和7年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号

令和 7 年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度高槻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,171,826 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		6,653,718
	1 後期高齢者医療保険料	6,653,718
2 繰入金		1,518,102
	1 一般会計繰入金	1,518,102
3 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	2
歳入	合計	8,171,826

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		242,352
	1 総務管理費	211,421
	2 徴収費	30,931
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,921,974
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,921,974
3 諸支出金		6,500
	1 償還金及び還付加算金	6,500
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	8,171,826

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書等印刷 及び封入封緘業務	令和 8年度	18,000千円

令和7年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

議案第 33 号

令和7年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和7年度高槻市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 164,224 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,460
	1 一般会計繰入金	2,460
2 繰越金		116,130
	1 繰越金	116,130
3 諸収入		45,634
	1 貸付金元利収入	45,633
	2 雑入	1
歳入	合計	164,224

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		15,112
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,112
2 公債費		111,772
	1 公債費	111,772
3 諸支出金		37,340
	1 諸費	37,340
歳 出	合 計	164,224

令和7年度高槻市財産区会計予算

議案第 34 号

令和 7 年度高槻市財産区会計予算

令和 7 年度高槻市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,484,976 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 富田町財産区収入		863,773
	1 富田町財産区収入	863,773
2 大字原財産区収入		9,102
	1 大字原財産区収入	9,102
3 大字塚原財産区収入		9,602
	1 大字塚原財産区収入	9,602
4 大字唐崎財産区収入		34,962
	1 大字唐崎財産区収入	34,962
5 大字赤大路財産区収入		6,152
	1 大字赤大路財産区収入	6,152
6 大字氷室財産区収入		471,010
	1 大字氷室財産区収入	471,010
7 大字真上財産区収入		112,322
	1 大字真上財産区収入	112,322
8 大字辻子財産区収入		5,658
	1 大字辻子財産区収入	5,658
9 大字下財産区収入		4,970

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字下財産区収入	4, 970
10 大字安満財産区収入		546, 530
	1 大字安満財産区収入	546, 530
11 大字成合財産区収入		12, 610
	1 大字成合財産区収入	12, 610
12 大字庄所財産区収入		19, 627
	1 大字庄所財産区収入	19, 627
13 大字津之江財産区収入		577
	1 大字津之江財産区収入	577
14 大字奈佐原財産区収入		103, 071
	1 大字奈佐原財産区収入	103, 071
15 大字前島財産区収入		40, 422
	1 大字前島財産区収入	40, 422
16 大字土橋財産区収入		7, 769
	1 大字土橋財産区収入	7, 769
17 大字野中財産区収入		6, 824
	1 大字野中財産区収入	6, 824

(単位：千円)

款	項	金 額
18 大字中小路財産区収入		5, 6 5 9
	1 大字中小路財産区収入	5, 6 5 9
19 大字服部財産区収入		4, 2 5 9
	1 大字服部財産区収入	4, 2 5 9
20 大字土室財産区収入		1 2 9, 5 0 7
	1 大字土室財産区収入	1 2 9, 5 0 7
21 大字別所財産区収入		2, 4 5 2
	1 大字別所財産区収入	2, 4 5 2
22 大字萩谷財産区収入		2 9 4, 8 5 2
	1 大字萩谷財産区収入	2 9 4, 8 5 2
23 大字井尻財産区収入		8, 9 7 4
	1 大字井尻財産区収入	8, 9 7 4
24 大字鶯殿財産区収入		3 0, 8 3 4
	1 大字鶯殿財産区収入	3 0, 8 3 4
25 大字上牧財産区収入		2 5, 1 8 1
	1 大字上牧財産区収入	2 5, 1 8 1
26 大字梶原財産区収入		7 7, 7 5 2

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字梶原財産区収入	77,752
27 大字神内財産区収入		4,331
	1 大字神内財産区収入	4,331
28 大字萩之庄財産区収入		31,155
	1 大字萩之庄財産区収入	31,155
29 大字西五百住財産区収入		235,843
	1 大字西五百住財産区収入	235,843
30 大字岡本財産区収入		157,446
	1 大字岡本財産区収入	157,446
31 大字東天川財産区収入		6,964
	1 大字東天川財産区収入	6,964
32 大字宮田財産区収入		159,364
	1 大字宮田財産区収入	159,364
33 大字野田財産区収入		33,299
	1 大字野田財産区収入	33,299
34 大字高槻財産区収入		2,722
	1 大字高槻財産区収入	2,722

(単位：千円)

款	項	金額
35 大字霊仙寺財産区収入		3, 1 3 0
	1 大字霊仙寺財産区収入	3, 1 3 0
36 大字西面財産区収入		2, 2 0 1
	1 大字西面財産区収入	2, 2 0 1
37 大字芝生財産区収入		5 1, 7 1 1
	1 大字芝生財産区収入	5 1, 7 1 1
38 大字郡家財産区収入		5 5 8, 3 1 0
	1 大字郡家財産区収入	5 5 8, 3 1 0
39 大字東五百住財産区収入		4 0 1, 0 6 6
	1 大字東五百住財産区収入	4 0 1, 0 6 6
40 大字古曾部財産区収入		2, 9 8 3
	1 大字古曾部財産区収入	2, 9 8 3
歳	入	合 計
		4, 4 8 4, 9 7 6

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 富田町財産区支出		14,272
	1 富田町財産区支出	14,272
2 大字塚原財産区支出		1
	1 大字塚原財産区支出	1
3 大字唐崎財産区支出		4,072
	1 大字唐崎財産区支出	4,072
4 大字赤大路財産区支出		281
	1 大字赤大路財産区支出	281
5 大字氷室財産区支出		11,895
	1 大字氷室財産区支出	11,895
6 大字真上財産区支出		2,638
	1 大字真上財産区支出	2,638
7 大字辻子財産区支出		631
	1 大字辻子財産区支出	631
8 大字下財産区支出		2
	1 大字下財産区支出	2
9 大字安満財産区支出		25,658

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字安満財産区支出	25,658
10 大字成合財産区支出		110
	1 大字成合財産区支出	110
11 大字庄所財産区支出		3,072
	1 大字庄所財産区支出	3,072
12 大字津之江財産区支出		1
	1 大字津之江財産区支出	1
13 大字奈佐原財産区支出		1,861
	1 大字奈佐原財産区支出	1,861
14 大字前島財産区支出		2,140
	1 大字前島財産区支出	2,140
15 大字土橋財産区支出		157
	1 大字土橋財産区支出	157
16 大字野中財産区支出		193
	1 大字野中財産区支出	193
17 大字中小路財産区支出		556
	1 大字中小路財産区支出	556

(単位：千円)

款	項	金額
18 大字服部財産区支出		1, 1 6 1
	1 大字服部財産区支出	1, 1 6 1
19 大字土室財産区支出		8, 7 4 7
	1 大字土室財産区支出	8, 7 4 7
20 大字別所財産区支出		1
	1 大字別所財産区支出	1
21 大字萩谷財産区支出		7, 1 0 2
	1 大字萩谷財産区支出	7, 1 0 2
22 大字井尻財産区支出		1, 0 1 6
	1 大字井尻財産区支出	1, 0 1 6
23 大字鶴殿財産区支出		5 7 6
	1 大字鶴殿財産区支出	5 7 6
24 大字上牧財産区支出		2 9 1
	1 大字上牧財産区支出	2 9 1
25 大字梶原財産区支出		7 4 5
	1 大字梶原財産区支出	7 4 5
26 大字神内財産区支出		5

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字神内財産区支出	5
27 大字萩之庄財産区支出		12
	1 大字萩之庄財産区支出	12
28 大字西五百住財産区支出		3,432
	1 大字西五百住財産区支出	3,432
29 大字岡本財産区支出		3,397
	1 大字岡本財産区支出	3,397
30 大字東天川財産区支出		151
	1 大字東天川財産区支出	151
31 大字宮田財産区支出		4,049
	1 大字宮田財産区支出	4,049
32 大字野田財産区支出		2,338
	1 大字野田財産区支出	2,338
33 大字高槻財産区支出		73
	1 大字高槻財産区支出	73
34 大字西面財産区支出		1
	1 大字西面財産区支出	1

(単位：千円)

款	項	金 額
35 大字芝生財産区支出		5, 1 6 6
	1 大字芝生財産区支出	5, 1 6 6
36 大字郡家財産区支出		1 3, 4 8 4
	1 大字郡家財産区支出	1 3, 4 8 4
37 大字東五百住財産区支出		5, 8 1 9
	1 大字東五百住財産区支出	5, 8 1 9
38 大字古曽部財産区支出		1
	1 大字古曽部財産区支出	1
39 予備費		4, 3 5 9, 8 6 9
	1 予備費	4, 3 5 9, 8 6 9
歳 出	合 計	4, 4 8 4, 9 7 6

令和7年度高槻市下水道等事業会計予算

令和 7 年度高槻市下水道等事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度高槻市下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 区 域 内 人 口	345,052 人
(2) 処 理 区 域 面 積	3,287 ha
(3) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	2,131,189 千円

管渠・施設等の改築、更新
災害用マンホールトイレ整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道等事業収益	8,934,018 千円
第 1 項	営 業 収 益	6,084,048 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	2,849,970 千円
支		出
第 1 款	下水道等事業費用	8,859,423 千円
第 1 項	営 業 費 用	8,198,194 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	637,229 千円
第 3 項	特 別 損 失	4,000 千円
第 4 項	予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,779,099千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105,171千円、過年度分損益勘定留保資金 4,916千円、当年度分損益勘定留保資金 2,669,012千円で補填するものとする。）。

		収	入
第 1 款	資本的収入		1,880,126 千円
第 1 項	企業債		1,147,400 千円
第 2 項	補助金		274,000 千円
第 3 項	他会計補助金		314,455 千円
第 4 項	負担金		144,271 千円
		支	出
第 1 款	資本的支出		4,659,225 千円
第 1 項	建設改良費		2,131,189 千円
第 2 項	投資		300 千円
第 3 項	企業債償還金		2,527,736 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設包括的管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	278,217 千円
津之江導水路改築工事	令和8年度	97,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 559,300	普通貸借	年 %以内 6.0	1 借入先 政府、大阪府、地方公共団体金融機構、銀行 又はその他 2 償還期限 40年以内 3 据置期間 5年以内
流域下水道事業	588,100	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	4 償還方法 年賦元利均等、半年賦元利均等、半年賦元金均等又は借入先の融資条件による 5 その他 必要に応じて繰上償還することができる

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

396,716 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、314,455千円である。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

令和7年度高槻市自動車運送事業会計予算

議案第 36 号

令和 7 年度高槻市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度高槻市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	在籍車両数	165 両
(2)	年間総走行キロメートル	4,714,411 km
(3)	年間総輸送人員	18,480,882 人
(4)	1 日平均輸送人員	50,633 人
(5)	主要な建設改良事業 事業費	540,235 千円
	車両更新、デマンド交通実証運行に係る乗継拠点整備 他	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	自動車運送事業収益	3,915,528 千円
第 1 項	営業収益	3,538,104 千円
第 2 項	営業外収益	377,424 千円
支		出
第 1 款	自動車運送事業費用	4,004,948 千円
第 1 項	営業費用	3,860,125 千円
第 2 項	営業外費用	129,000 千円
第 3 項	特別損失	10,823 千円
第 4 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 908,817 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 48,498 千円、過年度分損益勘定留保資金 860,319 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	31,418 千円
第 1 項	企 業 債	20,100 千円
第 2 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1,200 千円
第 3 項	他 会 計 負 担 金	3,986 千円
第 4 項	補 助 金	6,132 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	940,235 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	540,235 千円
第 2 項	投 資	400,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム更新	令和7年度から令和8年度まで	8,932 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業	20,100 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 %以内 6.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	1 借入先 政府、大阪府、地方公共団体金融機構、銀行又はその他 2 償還期間 40 年以内 3 据置期間 5 年以内 4 償還方法 年賦元利均等、半年賦元利均等、半年賦元金均等又は借入先の融資条件による 5 その他 必要に応じて繰上償還することができる

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用(消費税及び地方消費税、雑支出、固定資産売却損、過年度損益修正損)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,530,976千円

(他会計からの補助金)

第10条 生活交道路線維持事業等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,091千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、301,422千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
工具、器具及び備品	バスサーバ、ハウスサーバ及び営業所端末機器	一式
工具、器具及び備品	窓口端末関連機器	一式

令和7年2月26日提出

高槻市長 濱 山 岡 史

令和7年度高槻市水道事業会計予算

令和 7 年度高槻市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度高槻市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	169,500 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	35,450,000 m ³	
(3) 1 日 平 均 給 水 量	97,123 m ³	
(4) 主要な建設改良事業 水道施設等整備費	954,000 千円	
	配水施設関係	配水管布設延長 3,673 m (令和 6 年度からの継続工事含む。)
		大冠浄水場配水 4・5 号ポンプ更新工事
		奈佐原受水池改修工事
		檜田浄水場除濁設備等築造工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		6,850,451 千円
第 1 項 営業収益		5,935,968 千円
第 2 項 営業外収益		914,237 千円
第 3 項 特別利益		246 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		5,988,109 千円
第 1 項 営業費用		5,860,401 千円
第 2 項 営業外費用		102,623 千円
第 3 項 特別損失		5,085 千円
第 4 項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,650,351千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 194,115千円、建設改良積立金 198,701千円、当年度分損益勘定留保資金 1,257,535千円で補填するものとする。）。

収 入		
第 1 款	資本的収入	729,630 千円
第 1 項	企業債	520,000 千円
第 2 項	固定資産売却代金	1 千円
第 3 項	負担金	209,629 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	2,379,981 千円
第 1 項	建設改良費	2,327,499 千円
第 2 項	企業債償還金	52,164 千円
第 3 項	国庫支出金返還金	318 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改良事業	520,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年 %以内 6.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	1 借入先 政府、大阪府、地方公共団体金融機構、銀行又はその他 2 償還期間 40年以内 3 据置期間 5年以内 4 償還方法 年賦元利均等、半年賦元利均等、半年賦元金均等又は借入先の融資条件による 5 その他 必要に応じて繰上償還することができる

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用(企業債利息、消費税及び地方消費税又は過年度損益修正損)
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫支出金返還金の間の流用(企業債償還金又は国庫補助金返還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 789,192 千円 |
|-----------|------------|

(他会計からの補助金)

第9条 統合前簡易水道企業債元利償還金等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、240,851千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、83,181千円と定める。

令和7年2月26日提出

高槻市長 濱田 剛史



古紙配合率70%再生紙を使用しています